



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社 総合近江牛商社 (守山市・飲食サービス業)

を認定しました (認定段階3での認定となります)。



令和5年9月21日(木)

滋賀労働局において認定通知書交付式を行いました。

写真左：滋賀労働局 小島局長

写真右：代表取締役 西野立寛 氏

■■ 認定企業の取組紹介 ■■

○採用に関する取組

- ・キャリア採用、新卒採用の両採用に当たり、性別によらず能力本位で、選考する方針を徹底するよう、各部署に対して毎年周知を行っている。

○継続雇用に関する取り組み

- ・スタッフの定着率向上を図るため、新入スタッフに対してルーキーアクションと称して、新しいアイデアをカタチにする機会を設け、新人スタッフが働きやすくかつ成果が出やすい社内体制を整備している。

○長時間労働是正のための取組

- ・16時～22時の平日の営業時間の短縮に成功。
- ・22時以降は事務所に入るとログが残り、指導をするように整備。

○管理職比率に関する取組

2023年9月1日現在、管理職3名中、女性1名 $1/3=33\%$

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・正社員⇄非正規の転換ルールを明確化し、全社に周知を行い積極的な転換を図っている。

【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。



【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190